

日本脊椎脊髄病学会社会保険システム等検討委員会より

「椎間板酵素注入法」の新規技術料および使用基準の変更について

委員長 遠藤健司

担当理事 大川 淳

令和2年3月5日に通知されました令和2年度診療報酬改定において、**K 1 3 4 - 4 椎間板内酵素注入療法 5,350点（新設）**が認められました。

「保医発 0305 第 1 号 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について(通知)」においては、「適正使用ガイドを遵守して実施した場合に限り算定する」とされております。

一方で、「保医発 0305 第 2 号 基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて(通知)」第 57 の 12 において、下記の 3 点が記載されました。

- ・「整形外科又は脳神経外科を標榜している病院であること。」との基準があり、椎間板内酵素注入療法の手技料の算定は「病院」に限定されています。
- ・「整形外科又は脳神経外科について 10 年以上の経験を有する常勤の医師が 1 名以上配置されていること。」との基準が限定されています。
- ・施設基準には、「関係学会より認定された施設であることを証する文書の写し、緊急手術の体制について、他の保険医療機関との連携により当該体制を有している場合は、連携に係る契約が締結されていることを証する文書の写しを添付すること。」とあります。

上記について、現在使用できている有床診療所にて使用できなくなる可能性があるため、委員会としては外保連を通じて**緊急要望書を提出し、改善をお願いする予定です。**

また、学会として認定された施設であることを証する文書が必要となり、日本脊椎脊髄病学会より認定書を送らせていただくことになりました。ご査収のほどよろしくお願い致します。